

岩手県告示第231号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり実施する。

令和元年8月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 講習会の期間及び場所

(1) 期間 令和元年11月5日(火)から同月29日(金)まで

(2) 場所

ア 胆沢郡金ヶ崎町 岩手県立農業大専校

イ 気仙郡住田町 岩手県農業研究センター畜産研究所 種山畜産研究室

2 対象家畜の種類 牛

3 講習人員 概ね40人

4 受講手続等

(1) 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会等に関する規程（昭和35年3月22日告示第328号）第6条に規定する受講願書及び添付書類を令和元年9月30日(月)までに最寄りの広域振興局の農政担当部又は農林振興センターに提出すること。なお、県外在住者にあつては、同年10月3日(木)までに農林水産部畜産課に提出すること。

(2) 受講者の決定 受講希望者について所要の審査を行い、当該希望者に受講の諾否を通知する。

(3) 受講料 30,000円 支払方法については、受講の諾否とともに通知する。

5 その他 詳細については、農林水産部畜産課又は最寄りの広域振興局の農政担当部、農林振興センターに問い合わせること。